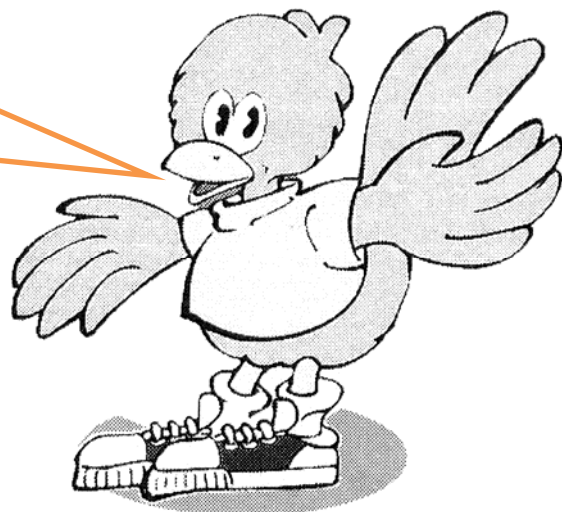


★ 田辺市では、平成23年4月から 市税等をコンビニで納付できるようになりました

環境課

平成23年4月以降に発行される30万円以下の市税等の納付書で、コンビニ収納用バーコードが印刷されているものであれば、コンビニエンスストアでも納付いただくことができます。ただし、各納付書にコンビニエンスストアでの使用期限がある場合はご注意ください。



※バーコード部分が汚損している納付書はコンビニで使えません。
以前に冊子となっていた納付書は単票(1枚ずつ)となります。
領収証書はレシートと一緒に大切に保管してください。
今までどおり、銀行や郵便局、市役所、行政局でも納付できます。

●平成23年度からコンビニエンスストアでの納付ができるもの

市・県民税(個人の普通徴収納付書分のみ) 固定資産税及び都市計画税 軽自動車税	税務課 納税推進室 TEL0739-26-9922
国民健康保険税(普通徴収納付書分のみ)	保険課 収納係 TEL0739-26-9965
市営住宅使用料	管理課 市営住宅係 TEL0739-26-9936
農業集落排水処理施設使用料 林業集落排水処理施設使用料 漁業集落排水処理施設使用料 地域排水処理施設使用料 戸別排水処理施設使用料	環境課 生活排水係 TEL0739-26-9927

※各税(料)でのお取扱いについては平成23年度から送付される納付書等をご確認ください。
また、ご不明な点は各担当課にお問合せください。
水道使用料は平成24年4月請求分から開始の予定です。(水道部 TEL0739-24-0011)

●田辺市内の取扱可能なコンビニエンスストアは次のとおりです

ローソン

田辺元町出口店	目良44-3
田辺元町中之谷店	上の山一丁目11-1
田辺海岸通店	上屋敷二丁目16-16
田辺秋津店	秋津町269-3
田辺中万呂店	中万呂天王代99-1
田辺宝来町店	宝来町14-31
田辺新庄店	新庄町西橋谷10-5
田辺たきない町店	たきない町19-12
田辺内之浦北店	新庄町字北内之浦3021-4

ファミリーマート

田辺元町店	天神崎7-26
田辺漁港前店	江川36-35
田辺つぶり坂店	湊760-3
田辺湊会津店	高雄二丁目32-27
田辺新万店	新万3-2
田辺文里店	文里一丁目39-13
田辺田鶴店	新庄町1379-1
田辺新庄店	新庄町450-1
田辺内ノ浦店	新庄町字西内ノ浦3776-11

LAWSON

FamilyMart

市外のコンビニエンスストアもご利用いただけます (以下、取り扱いコンビニエンスストア)
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、サークルK・サンクス、ミニストップ、am/pm、スリーエフ、コミュニティ・ストア、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、エブリワン、RICマート、セイコーマート、SPAR(北海道)、セーブオン、ココストア、ハート・イン、kiox設置店

コンビニ収納Q & A

～ご利用になる前にお読みください～ (環境課)

Q 1. コンビニでは、いつでも納められるのですか？

A 1. それぞれの納付書に記載の使用期限内であって、ご利用可能なコンビニエンスストアの営業時間内であれば、土・日・祝日も含めて24時間、いつでも納付することができます。
環境課の農業集落排水等処理施設使用料については、コンビニでの使用期限は現在ありません。

Q 2. コンビニで納付する際、手数料はかからないのですか？

A 2. コンビニ収納の手数料は市が負担いたしますので、納付書に記載の金額をお支払いください。

Q 3. コンビニで納付する際、小切手で納付することはできますか？

A 3. 金融機関窓口や市役所窓口では小切手などでも納付することができますが、コンビニエンスストアでは現金のみでの納付となります。

Q 4. 金融機関で納付することができるでしょうか？

A 4. 金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局でのお取扱いは今までと変わりません。平成23年4月以降に発行された、コンビニ収納バーコードの表示がある納付書については、使用期限内に限りコンビニエンスストアで納付できるようになりました。利用しやすい方法で納付をお願いします。

Q 5. 納付書が複数枚あります。納めるときは、どの用紙を使用するのですか？

A 5. 納付の際は、納付する期別(月)分の納付書のみを窓口にお出してください。このとき、期別(月)をお間違えないよう、期別(月)をよくお確かめいただいたうえで、古い期別(月)のものから納付してください。なお、再発行により同じ内容の納付書が複数ある場合は重複して納付とならないようご注意ください。

Q 6. 領収証書が小さく扱いづらいものもあるのですが、どうして小さくなったのですか？

A 6. 「標準料金代理収納ガイドライン」によってコンビニ収納の様式が決まっており、枚数の多くなるものについては、郵送費用や様式共通化等の諸事情から領収証書の大きさが制限されています。
単票になったこともあり領収証書(コンビニエンスストアではレシートも発行されます)の管理は大変手数をおかけしますが、各自で大切に保管していただきますようよろしくお願いいたします。

Q 7. バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか？

A 7. 1枚あたりの金額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでのお取扱いができないためバーコードが表示されていません。またバーコード面の汚損等によりコンビニでの読取りができない場合もお取扱いができません。いずれの場合も納付書裏面に記載の金融機関等で納付をお願いします。また、今後は納付書を汚したり書込んだり等のないようお取扱いにもご注意をお願いします。

Q 8. コンビニ納付に対応した納付書に記載されている使用期限を過ぎてしまいましたが、まだコンビニで納付することはできますか？

A 8. コンビニエンスストアや、ゆうちょ銀行・郵便局では、使用期限を過ぎた納付書はお取扱いできません。金融機関でのお取扱いとなりますので、お早めの納付をお願いします。

Q 9. 旧形式の納付書(平成23年3月以前に発行)は使えないのですか？

A 9. コンビニエンスストアではお使いいただけませんが、金融機関等、市役所及び行政局ではご使用が可能です。

Q 10. コンビニ納付も便利ですが、他にも便利な納付方法がありますか？

A 10. 口座振替をご利用いただければ、納期のたびにコンビニエンスストアや金融機関等に行く必要がなく、確実に納めることができますので大変便利です。詳細は各担当課までお問合せください。